## 「ハーグ協定」加盟後の関連業務処理暫定弁法

国家知識産権局第511号公告2023年1月4日

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art 527 181247.html

## 关于加入〈海牙协定〉后相关业务处理暂行办法

第一条 自 2022 年 5 月 5 日起,中国单位或者 个人可以依照专利法第十九条第二款的规定,根 据《工业品外观设计国际注册海牙协定》(1999 年文本)(以下简称《海牙协定》),提出工业品 外观设计国际注册申请。

申请人可以直接向世界知识产权组织国际局 (以下简称国际局)提交工业品外观设计国际注 册申请,也可以通过国家知识产权局转交使用英 文提出的工业品外观设计国际注册申请。

通过国家知识产权局转交工业品外观设计国际注册申请的,应当以符合《海牙协定》和国家知识产权局规定的纸件形式或电子形式提交相关材料。

《海牙协定》规定的相关费用,由申请人直接向国际局缴纳

第二条 按照《海牙协定》已确定国际注册日并 指定中国的外观设计国际注册申请(以下简称外 观设计国际申请),视为向国家知识产权局提出 的外观设计专利申请,该国际注册日视为专利法 第二十八条所称的申请日。

第三条 对于外观设计国际申请,国家知识产权局依照专利法、专利法实施细则、专利审查指南及本办法进行处理。

自本办法施行之日起,国家知识产权局对外观 设计国际申请给予国家申请号、进行审查,并将 审查结果通知国际局。

外观设计国际申请经审查没有发现驳回理由 的,国家知识产权局作出给予保护的决定,通知 国际局。

外观设计国际申请经审查发现不符合专利法 及其实施细则相关规定的,国家知识产权局向国 际局发出驳回通知。

第四条 国际局公布的外观设计国际申请中包括

## 「ハーグ協定」加盟後の関連業務処理暫定弁法

第 1 条 2022 年 5 月 5 日より、中国の単位或いは個人は特許法第 19 条第 2 項の規定に従い、「工業製品の意匠国際登録ハーグ協定」(1999 年改正協定)(以下「ハーグ協定」と略称)に基づき、工業製品の意匠国際登録出願を提出することができる。

出願人は直接世界知的所有権機関国際局(以下、国際局と略称)に工業製品の意匠国際登録出願を提出することができるし、国家知識産権局を通じて英語を使用した工業製品の意匠国際登録出願を提出することができる。

国家知識産権局を通じて工業製品の意匠国際登録出願を提出する場合、「ハーグ協定」と国家知識産権局の規定に適合した書面形式或いは電子形式で関連資料を提出しなければならない。

「ハーグ協定」に規定される関連費用は、出願人が直接国際局に納付する。

(新設)第2条「ハーグ協定」に基づき国際登録日が確定し、中国が指定された意匠国際登録出願(以下、意匠国際出願と略称)は、国家知識産権局に提出された意匠特許出願と見做し、当該国際登録日は特許法28条にいう出願日と見做す。

第3条 意匠国際出願に対して、国家知識産権局は特許法、特許法実施細則、特許審査指南及び本弁法に基づき処理する。

本弁法の施行日より、国家知識産権局は意匠国際出願に対して国内出願番号を付与し、審査を行うとともに、審査結果を国際局に通知する。

意匠国際出願が審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合、国家知識産権局はこれに保護する決定を下し、国際局に通知する。

意匠国際出願が審査を経て特許法及びその実施細則 の関連規定に適合しないことが発見された場合、国家知 識産権局は国際局に拒絶通知を発行する。

(新設)第4条 国際局が公開した意匠国際出願に設計

含设计要点的说明书的,视为已经依照规定提交了简要说明。

第五条 对于外观设计国际申请,申请人进行答 复时应当使用中文提交陈述意见,如对申请文本 进行修改应当使用英文。

第六条 对于外观设计国际申请,国家知识产权 局不收取优先权要求费。

申请人要求优先权的,如未在提出外观设计国际申请时提交在先申请文件副本,应当自其申请国际公布之日起三个月内向国家知识产权局提交在先申请文件副本。

在先申请文件副本中记载的申请人与在后申 请的申请人不一致的,申请人应当自其申请国际 公布之日起三个月内向国家知识产权局提交相 关的证明文件。

申请人期满未提交在先申请文件副本,或者未 提交有关证明文件的,视为未要求优先权。<mark>外观</mark> 设计国际申请被视为未要求优先权的,不适用专 利法实施细则第六条的规定。

第七条 外观设计国际申请的申请人答复驳回通 知、提出复审请求或者办理其他专利事务时,除 专利法实施细则另有规定的情形外,应当符合专 利法第十八条第一款的规定。

第八条 外观设计国际申请的申请人可以自其申请国际公布之日起两个月内,向国家知识产权局提出分案申请。

申请人按照审查意见提出分案申请的,最迟应 当在原申请的国内公告日起两个月内提出。上述 期限届满后,或者原申请已被驳回,或者原申请 被视为撤回且未被恢复权利的,一般不得再提出 分案申请。

第九条 申请人认为外观设计国际申请涉及的外观设计有专利法第二十四条第(二)项或者第(三)项所列情形的,应当在提出外观设计国际申请时声明,并自其申请国际公布之日起两个月内向国家知识产权局提交有关证明文件,并予以

の要点を含む説明書が含まれる場合、規定に従い簡単 な説明書が提出されたものと見做す。

(新設)第5条 意匠国際出願に対して、出願人が応答するときは中国語を用いて陳述意見を提出し、願書を補正する場合は英語を用いなければならない。

第6条 意匠国際出願に対して、国家知識産権局は優先 権主張料を徴収しない。

出願人が優先権を主張し、意匠国際出願を提出する際に基礎出願書類の副本を提出しない場合、当該国際出願公開日から3か月以内に国家知識産権局に基礎出願書類の副本を提出しなければならない。

基礎出願書類の副本に記載される出願人と後の出願の出願人が一致しない場合、出願人は当該国際出願公開日から3か月以内に国家知識産権局に関連する証明書類を提出しなければならない。

出願人が期限満了しても基礎出願書類の副本を提出しない、或いは関連証明書類を提出しない場合、優先権を主張していないと見做す。意匠国際出願が優先権を主張していないと見做された場合、特許法実施細則第6条の規定(訳者注:失効回復手続き)は適用されない。

(新設)第7条 意匠国際出願の出願人が拒絶通知に応答し、復審請求を提出、或いはその他の特許事務を手続する場合、特許法実施細則に別段規定がある場合を除き、特許法 18条1項の規定(中国の代理人による手続き)に適合しなければならない。

第 8 条 意匠国際出願の出願人は、当該出願の国際公開日から 2 か月以内に、国家知識産権局に分割出願を提出することができる。

出願人が審査意見に基づき分割出願を提出する場合、 遅くとも原出願の国内公告日から2か月以内に提出しな ければならない。上記期限満了後、或いは原出願が拒 絶されたか、或いは原出願が取下と見做され権利回復さ れていない場合、通常分割出願を再提出できない。

第9条 出願人が意匠国際出願に係る意匠は特許法24条(2)項或いは(3)項(新規性喪失の例外)に掲げる情況があると判断した場合、意匠国際出願を提出時に陳述するとともに、その出願の国際公開日から2か月以内に国家知識産権局に関連証明書を提出するとともに、これを

说明。未提出声明或者未提交证明文件的,其申请不适用专利法第二十四条的规定。

説明しなければならない。陳述を提出しない或いは証明書を提出していない場合、その出願には特許法 24 条の規定を適用しない。

第十条 申请人缴纳外观设计国际申请相关费用的,应当按照国际局和国家知识产权局的规定以国家申请号或者国际注册号足额缴纳。外观设计国际申请单独指定费的缴纳标准根据《国家知识产权局关于外观设计专利年费、单独指定费有关事项的公告》执行。

第 10 条 出願人が意匠国際出願に関する費用を納付する場合、国際局と国家知識産権局の規定に従い国内出願番号或いは国際登録番号で全額納付しなければならない。意匠国際出願単独指定料の納付基準は、「国家知識産権局による意匠特許年金、単独指定料に関する事項の公告」に基づくものとする。

第十一条 外观设计国际申请的申请人或者专利权人请求权利变更的,除向国际局办理相关手续外,还应当向国家知识产权局提交证明文件。证明文件是外文的,应当同时附具中文题录译文。没有提交证明文件或者证明文件不合格的,国家知识产权局通知国际局该权利变更在中国未生效。

第 11 条 意匠国際出願の出願人或いは特許権者が権利変更を申請する場合、国際局に関連手続きを行うほか、国家知識産権局に証明書類を提出しなければならない。証明書類が外国語の場合、同時に題目の中国語訳文を添付しなければならない。証明書類が未提出或いは証明書類が不合格の場合、国家知識産権局は国際局に当該権利変更は中国で発効しないことを通知する。

第十二条 外观设计国际申请授权公告后,外观设计国际申请的申请人可以请求国家知识产权局出具外观设计国际申请专利登记簿副本,作为在中国给予保护的证明。

(新設)第12条 意匠国際出願の登録公告後、意匠国際出願の出願人は、国家知識産権局に意匠国際出願特許登記簿の副本の発行を請求し、これを中国での保護証明することができる。

第十三条 在外观设计国际申请的无效宣告请求 审查程序中,对于在中国内地没有住所的专利权 人,可以采用邮寄、传真、电子邮件、公告等方 式送达文件。采用公告送达的,自公告之日起满 一个月,视为已经送达。

(新設)第 13 条 意匠国際出願の無効宣告請求審査手続(無効審判)において、中国に住所のない特許権者に対して、郵送、ファックス、電子メール、公告などの方法で書類の送達ができる。公告送達を採用する場合、公告日より1 か月満了より、送達されたものと見做す。

第十四条 申请人对于国家知识产权局依照本办 法作出的有关决定不服的,可以依法提出行政复 议申请、复审请求或者提起行政诉讼。 (新設)第 14条 出願人は、国家知識産権局が本弁法に基づき下した関連決定に不服がある場合、法により行政 再審申請、復審(審判)請求或いは行政訴訟を提起する ことができる。

第十五条 外观设计国际申请的申请人办理本办 法规定以外的其他法律手续和事务,应当依照 《海牙协定》、专利法及其实施细则、专利审查 指南的规定提出请求。 第15条 意匠国際出願の出願人は、本弁法の規定以外のその他の法律手続きと事務を行う場合、「ハーグ協定」、特許法及びその実施細則、特許審査指南の規定に基づき申請を提出しなければならない。

第十六条 本办法自 2023 年 1 月 11 日起施行。 2022 年 5 月 5 日起施行的《关于加入〈海牙协 定〉后相关业务处理暂行办法》(国家知识产权 局第四八一号公告)同时废止。 第16条 本弁法は2023年1月11日より施行する。2022年5月5日より施行された「「ハーグ協定」加盟後の業務処理暫定弁法」(国家知識産権局第481号公告)は同時に廃止される。